

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年九月十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一岐阜県立ひまわりの丘の項中「及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一项に規定する障害者支援施設」を削る。

別表第三岐阜県立ひまわりの丘（以下この項において「施設」という。）の項業務の範囲の欄第三号を削り、同欄第四号中「及び知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者」を削り、同号を同欄第三号とし、同欄第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同欄第四号とし、同項管理の基準の欄第一号中「のうち入所施設」を削り、同欄第二号を削り、同欄第三号中「のうち入所施設」を削り、同号を同欄第二号とし、同欄第四号を削る。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 説 明

岐阜県立ひまわりの丘の障害者支援施設を民間に移譲するため、この条例を定めようとする。